

令和6年度（2024年）定額減税について（続き）

今回は2024(R6)年に実施される「所得税・住民税の定額減税」の所得税についてご紹介しましたが、今回は個人住民税の定額減税と、各市区町村で実施する各種給付措置についてご紹介いたします。

個人住民税の定額減税

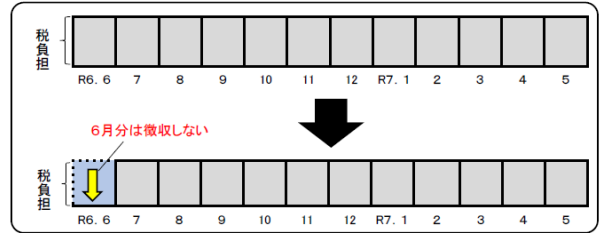
個人住民税の減税について、個人・事業主(企業)が特別に作業を行うことはありません。各市区町村が各人の住民税の税額と定額減税額を算出し、決定した住民税額を「住民税決定通知書」で各人(事業主)に通知されます(減税額は納税者と配偶者を含めた扶養家族1人当たり1万円)。

個人住民税の減税の実施方法とそのイメージ (総務省の資料より抜粋)

給与所得に係る特別徴収

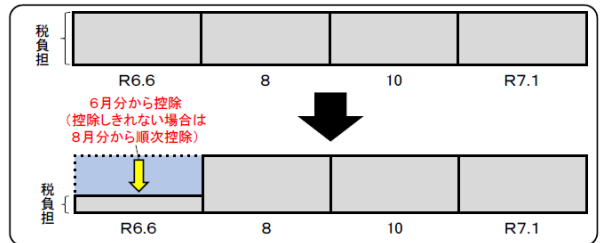
- 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。
【平成10年度の特別減税と同方式】

(注) 合計所得金額1,805万円超の者や均等割・森林環境税(国税)のみ課税者など、定額減税が適用されない者については、通常どおりの徴収方法による。



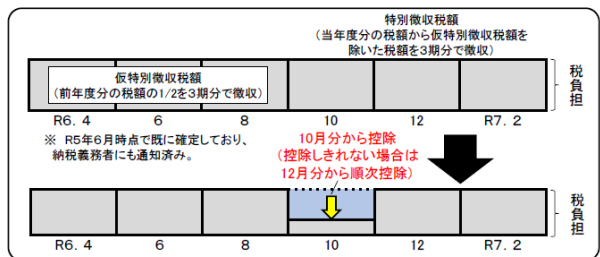
普通徴収(事業所得者等)

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。
【平成10年度の特別減税と同方式】



公的年金等に係る所得に係る特別徴収

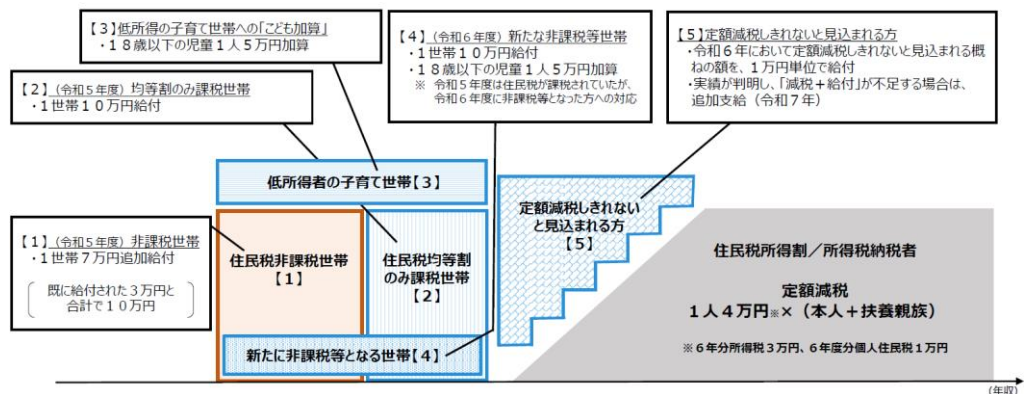
- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。



給付金

今回の定額減税措置において、その恩恵を得られない世帯に対しては、各市区町村が各世帯の所得状況に応じて給付金が支給される予定です(概ね1世帯10万円+18歳以下児童1人当たり5万円)。(左記図の[1]~[4])

また、定額減税しきれない個人に対して、不足する減税相当額の給付が行われる予定です(左記図の[5]の階段状の部分)。(内閣官房資料より抜粋)



@4月の予定

- 4/10・3月分源泉所得税
 - ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 4/30・2月決算法人の確定申告
 - ・5,8,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

